

知多市告示第106号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

その関係図面は、令和6年9月5日から2週間、都市整備部下水道課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年9月5日

知多市長 宮 島 壽 男

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日

令和6年9月6日

- 2 供用（下水の処理）を開始する区域及び排水施設の位置（別紙のとおり）

西巽が丘2丁目の一部、佐布里字八釜の一部

- 3 供用を開始する排水施設の下水排除方式

分流式

- 4 終末処理場の位置及び名称

半田市川崎町4丁目1 衣浦西部浄化センター

